

【別紙1】 柏原市庁舎建設基本構想・基本計画策定及び要求水準書作成支援業務 一次審査基準

一次審査（書類審査）項目

審査項目	細目	内容	評価点	評価ポイント
財務状況	流動比率	流動資産／流動負債×100% ※小数第1位(第2位四捨五入)	5	企業の短期的な支払い能力
	決算状況	直近3箇年の決算状況	5	企業の収益力
企業実績	業務実績	過去5年間における業務実績	5	庁舎の基本構想・基本計画策定業務の実績件数
業務体制	管理技術者	技術士（都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有し、過去5年間における業務実績	5	庁舎の基本構想・基本計画策定業務の実績件数
	照査技術者	過去5年間における実績	5	庁舎の基本構想・基本計画策定業務の実績件数
	主任技術者	過去5年間における実績	5	庁舎の基本構想・基本計画策定業務の実績件数
合 計			30	

- (1) 応募事業者が6者以上となった場合にのみ実施する。なお、5者以下の場合は、二次審査の項目とする。
- (2) 一次審査は提出書類に基づき審査し、評価点30点満点の上位5者を一次審査通過者とする。
- (3) 上位5番目が複数の場合、同等規模（延床面積6,000㎡）以上の実績や技術者の在籍数（保有資格毎）等で判定を行う。
- (4) 管理技術者が一級建築士である場合、主任技術者が技術士（都市及び地方計画）の資格を保有していない場合は失格とする。